

## 寄附金に係る所得税法及び法人税法上の融合措置について

- 1 個人で寄付をされた方（所得税法第78条第1項及び第2項第3号）  
社会福祉法人に寄附をされた個人は、確定申告によって下記の金額をとし、所得税法上の寄附金控除がうけられます。

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の合計額と、} \\ \text{年間所得金額の40\%相当額で、いずれか} \\ \text{少ない方の金額} \end{array} \right) - 2 \text{ 千円}$$

- 2 法人で寄附をされた方（所得税法第37条第1項及び第4項）  
社会福祉法人に寄附をされた法人は、確定申告によって下記の金額を限度とし、法人税法上の損金算入ができます。

① 一般寄附金の損金限度額

$$\left[ \begin{array}{l} \{ (\text{資本金等} \times \text{事業年度の月数}/12 \times 2.5/1,000) \\ + (\text{当該事業年度の所金額} \times 2.5/100) \} \times 1/4 \end{array} \right]$$

② 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金の参入限度額

$$\left[ \begin{array}{l} \{ (\text{資本金等} \times \text{事業年度の月数}/12 \times 3.75/1,000) \\ + (\text{当該事業年度の所得金額} \times 6.25/100) \} \times 1/2 \end{array} \right]$$

※ 社会福祉法人に寄付された場合の損金算入限度額は、上記①一般寄附金の損金算入限度額と②社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額を併用することができます。

※この規定の適用をうけるためには、社会福祉法人に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」（別表十四（二））を添付（用紙は最寄りの税務署又は国税庁のホームページ）するとともに、その寄附金が社会福祉法人の主たる目的に業務に関連する寄附金である旨をその社会福祉法人が証する書類等を保存しておく必要があります。

※なお、詳しくはお近くの税務署や税理士にご確認ください。